

令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業 提供業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度先端技術を活用した新しいスポーツ観戦体験の実証モデル事業提供業務

2 業務目的

県内外の企業・スタートアップ（以下、「企業等」という。）が有する先端技術※を活用し、スポーツチームと協力して観戦体験の価値を向上させる実証モデル事業を行うことで、観客が試合やイベントをより深く楽しみ、感動や興奮を共有できる新しい観戦スタイルの実現を目指すとともに、スポーツチームにとって、新たな収益源となるような事業案の確立を目指す。

※先端技術の例

XR、生成AI、メタバース、Web3、NFT(非代替性トークン)、フィンテック、ハプティクス 等

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

4 対象となる業務

本業務は、企業等有する「先端技術」を単独または複合的に活用し、新しいスポーツ観戦体験を提供することで、ファンエンゲージメントの向上やスポーツチームの新たな収益源の確保に資するものを対象とする。

※対象業務の例

生成AIを活用したリアルタイム解説、ハイライト生成、選手シミュレーション など

5 業務内容

本業務における業務内容は以下の（１）～（３）に示すとおりである。

（１）観戦体験向上のための技術活用企画

- ・XR、生成AI、メタバースなどの先端技術を活用した、新しい観戦体験の提供方法を企画する。
- ・企画内容については、事前に県と協議を行うこととする。

（２）実証実験の企画・運営

- ・上記で開発した技術やサービスを活用し実際のスポーツイベントや試合での実証実験を行う。
- ・実証実験で得られたデータを収集・分析し、技術やサービスの有用性を検証する。
- ・実証実験後、改善点を明確にし、次の展開に向けた提案を行う。

（３）最終報告書および事業モデル提案書の作成

- ・実証実験の成果を基に、観戦者向けの価値提供と収益化を両立する事業モデル案を作成し、提案する。
- ・実施結果をまとめた最終報告書（レポート）を作成し、提出すること。

6 成果物

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・新しい観戦体験の企画書（技術活用案および実施計画を含む。）・実証実験報告書（実験結果および技術やサービスの効果検証データ。） |
|--|

- ・事業モデル提案書（実証実験の成果を基にした収益化および事業化モデル案。）
- ・その他県が指示したもの

7 著作権等の知的財産権の取扱い

- （１）知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び商品表示・商品形態等）並びに肖像権及びパブリシティ権等（以下、「知的財産権等」という。）について処理済の素材を使用することとし、関係法令を遵守すること。
- （２）受託者は、本委託の成果物が第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証し、映像、イラスト、写真、人物、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知するとともに、第三者との間で発生した知的財産権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- （３）受託者が作成した本契約の成果物に関する所有権及び著作権は、作成した時をもって受託者から県に無償で移転し、県に帰属する。（ただし、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有する物の知的財産権等は、受託者または当該第三者に留保されるものとする。）
- （４）成果物に関する著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （５）成果物に関し、第三者から知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、県の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- （６）その他、知的財産権等に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 対象経費

- （１）委託経費として計上できる経費は、下表のとおりとする。
- （２）経費の支出にあたっては、各事業費の支出の根拠となる書類（契約書、請求書、業務日誌、出納帳等）を作成し、経費区分ごとに支出額を整理しておくこと。

科目		対象経費
人件費		本業務に直接従事する職員等の労務費 ※日報等により、当業務に従事した日数等を確認できるようにすること。
事業費	旅費	職員、講師、専門家等の出張旅費
	会議費	会場や機材の借上料、お茶代等
	謝金	講師、専門家等の謝金
	借上料	業務を行うために必要な機械器具等のレンタル・リース料等 ※業務に必要な機械・機器については購入は避け、レンタル・リース等により調達すること。
	外注費	受託者が直接実施できないもの等、他の事業者が発注するために必要な経費
	その他諸経費	上記以外の費用であって、委託業務に必要な印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
再委託費		受託者が業務の一部を第三者に委託するために必要な経費
一般管理費		委託契約締結時に条件に基づいて一定割合（10%以内）の支払を認めら

※上記対象経費に示した費目以外の経費は対象にならないため注意すること

9 その他

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的な打合せにより協議、調整を行うこと。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (6) 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (8) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公明性を確保して業務に当たること。

10 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業実施に必要と認められる場合については、県と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

なお、第三者に委託する予定がある場合は、企画提案の応募時にその内容を明らかにすること。

11 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県、プロスポーツチームおよび企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）を遵守しなければならない。

12 問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

TEL：054-221-2504

FAX：054-221-2980

MAIL：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp